

# 星翔高等学校 「いじめ」対策 ガイドライン

## 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本人が不快と受け取る行為、それを見た周りの者が不快と感じる行為、精神的、身体的な苦痛を伴う行為である。

## 予防策

### ○コミュニケーション

- ・生徒との接触、声かけ  
(個別相談)  
(清掃、休憩時間の利用)  
(授業時間内)

### ○「いじめ」絶対に許さない

- ・クラス目標の設定
- ・教師としての意識統一
- ・教師間での情報交換

### ○啓発

- ・学年集会
- ・全校集会
- ・保護者会
- ・教員研修

## 対応策

「いじめ」の発生

教頭及び学年主任に報告・相談

\*1 担当部署への連絡  
(即日実施) \*2 対応策協議

## 対応： 担任・学年主任・担当部署

- ①被害者の安全確保並びに内容調査(懇談)
- ②当該関係者へのアンケート実施
- ③アンケート結果による調査、懇談
- ④加害者への指導及び背景調査
- ⑤当該関係者への指導及び背景調査
- ⑥家庭との連携実施(報告等)
- ⑦実施記録をつける

経過報告(学校へ)

場合によって関係機関への相談・通報

☆「いじめ」解決のためには、相談があれば、まず**安心感、信頼感**を与え、**迅速に、オープン**に対処しよう。

\*1 担当部署とは、生徒指導部をいう。

\*2 対応策協議とは、補導委員会での協議をいう。